

2025 年 5 月 13 日

お客さま各位



ビジネスローン「マッチ S」の取扱開始について

豊橋商工信用組合（理事長 丸藤 保彦）は、2025 年 5 月 12 日（月）より事業者向け融資商品としてビジネスローン「マッチ S」の取扱いを開始しましたので、お知らせします。またビジネスローン「マッチ S」の取扱開始に伴い、現在取扱いしているビジネスローン「マッチ」の新規受付を停止いたします。今後もお客さまのニーズに対応するため、全力で取り組んで参ります。

記

1. 取扱開始日

2025 年 5 月 12 日（月）

2. ビジネスローン「マッチ S」概要

商品名	ビジネスローン「マッチ S」	
ご利用 いただける方	個人事業者	法人
	当組合の組合員または組合員となる資格を有する方で以下の条件を満たす方 ①借入申込時の年齢が満 20 歳以上 完済時 75 歳以下の方 ②税金等の滞納が無いこと ③当組合の審査基準を満たし、 保証会社の保証が受けられる方	当組合の組合員または組合員となる資格を有する方で以下の条件を満たす方 ①年商 5 億円以下の法人 ②連帯保証人（代表者）は申込時年齢 満 20 歳以上完済時 75 歳以下の方 ③税金等の滞納が無いこと ④当組合の審査基準を満たし、 保証会社の保証が受けられる方
お使いみち	運転資金・設備資金等事業性資金 ※創業資金、創業準備資金についても利用可能です。	
ご融資金額	500 万円以下	
ご融資期間	5 年以内	
ご融資利率 (保証料込)	①年 5.5% ②年 8.5% ③年 11.5% ※審査により適用利率が決められます。	

貸付形態	証書貸付	
ご返済方法	元金均等返済	
連帯保証人	原則不要 但し、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。	代表者
本人確認資料	運転免許証、マイナンバーカード等のうち1点	①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行から3ヵ月以内） ②連帯保証人（代表者）：運転免許証、マイナンバーカード等のうち1点
所得証明書 納税証明書	①確定申告書1期分 ※創業など事業実績が1年に満たない個人事業者については不要 ②当該確定申告書に係る申告所得税の領収印のある納付書（領収証書）のコピーもしくは納税証明書その3の2	①決算書1期分 ※創業など事業実績が1年に満たない法人については不要 ②当該確定申告書に係る法人税の領収印のある納付書（領収証書）のコピーもしくは納税証明書その3の3
資金使途 確認資料	原則不要 但し、保証会社が必要と認めた場合は、疎明資料を徴求させていただきます。	
保証会社	全国しんくみ保証株式会社 （再保証会社：株式会社オリエントコーポレーション）	
取扱手数料	1,650円（消費税込） 一部繰上げ、全額繰上げ返済、返済条件の見直しの際には別途、当組合所定の手数料が必要となります。	

※審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上